

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1267号)

平成26年5月22日

横情審答申第1267号

平成26年5月22日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成25年9月9日健更相第505号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成25年6月3日付港北高第538号の個人情報開示決定通知書に基づき開示された愛の手帳（横浜市療育手帳）の記載内容」の個人情報非訂正決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成25年6月3日付港北高第538号の個人情報開示決定通知書に基づき開示された愛の手帳（横浜市療育手帳）の記載内容」の個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成25年6月3日付港北高第538号の個人情報開示決定通知書に基づき開示された愛の手帳（横浜市療育手帳）の記載内容」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年7月10日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市療育手帳制度実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項第3号で記載事項とされている愛の手帳（横浜市療育手帳）（以下「手帳」という。）の交付日は、実際に手帳を渡した日ではなく、障害の程度の判定日と同日としている。これは、手帳の交付に基づく福祉サービス等の利用が交付日をもって発生するため、市民の利益を考え、運用上取り決めているものである。

よって、平成22年9月の異議申立人（以下「申立人」という。）の母からの再交付申請に基づき作成した手帳（以下「本件手帳」という。）の交付履歴欄にある「特定年月日交付」との記載は、手帳の事務に係る統一的な対応として行ったものである。

- (2) 手帳の交付履歴欄は、過去の履歴が全て記載されるものではなく、直近に交付された1件のみ記載している。これは、過去の交付履歴が掲載されていなくても手帳の効力に問題がないこと、及び手帳のスペース上、全ての履歴を掲載するのが困難なことから、このような運用としている。
- (3) 初めて手帳を交付した年月日については、手帳の表紙に記載している。最初と直近以外の交付履歴については、要綱第12条に規定されている愛の手帳交付台帳（シ

システム) (以下「システム」という。)のみで管理している。これも、手帳の事務に係る統一的な対応として行っているものである。

- (4) したがって、手帳は過去の交付履歴を記載することが求められる文書ではないことから、過去の交付履歴の記載を追加しなくても、記載に事実の誤りがあるとは認められず、条例第36条の規定に基づく訂正を要するものとは認められないと判断した。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 横浜市障害者更生相談所 (以下「更生相談所」という。)は、過去の手帳交付日を備考欄に記載することを拒否する理由として、申立人が現在所持する手帳について、具体的な申請及び渡した記録が残っていないためとしていた。また、更生相談所の係長からは、申立人が現在所持している手帳について実際に交付した記録があれば本件手帳にその記録を追記ができるのであるが当該記録がないので記載できないと言われた。

ところが、本件処分においては、「必要事項はすべて記載済みで不備はないこと」が訂正請求を拒否する理由となっており、これまでの更生相談所の回答と本件処分における非訂正の理由とが一致していない。

したがって、本件処分の理由の付記には重大な誤りがあり、瑕疵があり違法であることから取り消されるべきである。

- (2) 更生相談所の係長の説明によれば、「システムに入力されている情報を落として手帳を作成する」のであり、本件手帳には平成5年及び平成7年の障害の程度の判定に係る情報は記載されているものの、手帳交付情報がなかったため、当該情報の追記を要望したところ、「判定と交付は違う。交付は公のものなので、当時の申請書がなければ記載できない」と説明されたが、システムと本件手帳の情報が一致しないことについての合理的な説明はなかった。
- (3) 実施機関は手帳の交付履歴欄は「直近に交付された1件のみが記載」されるとしているが、申請した当事者は市から交付される手帳によって過去の交付履歴を把握するのである。だからこそ手帳とシステムの情報は一致していなければならないはずである。それを「直近に交付された1件のみが記載」されるのでは到底同じ情報の共有とはならず、申請者は交付された手帳から過去の交付履歴を正確に把握する

ことができない。

また、手帳の効力に問題がないとあるが、過去の交付履歴は手帳の効力の起算点及び期間を知る上で重要な情報である。仮に「直近に交付された1件のみが記載」されたとすると、それ以前にも交付されたことがあるのか手帳からは知ることができなくなり妥当でない。加えて、スペース上困難であることを理由に掲げているが、全ての交付履歴を記載して、申請者に交付する手帳によってシステム上の台帳と同じ情報を提供するの最低限必要な措置であり、およそ理由にならない。

- (4) 実施機関は、「最初と直近以外の交付履歴については、要綱第12条に規定されているシステムのみで管理している。これも、手帳の事務に係る統一的な対応として行っているものである。」とし、あたかも最初と直近以外の交付履歴について、手帳所持者は知る必要がないかのごとく手帳によって交付履歴を把握することが不可能な状態を「統一的な対応」として処理していることに驚かざるをえない。

そもそも、手帳自体が原本であり、システムはあくまで手帳に記載されているとおり内容が入力されて管理しているものである。当然、障害者が持っている手帳と市が管理しているシステムの情報は一致しているべきである。

- (5) 実施機関は、「手帳の交付日は、実際に手帳を渡した日ではなく、障害の程度の判定日と同日としている。これは、手帳の交付に基づく福祉サービス等の利用が交付日をもって発生するため、市民の利益を考え、運用上取り決めているものである。」と説明している。仮に実務上そうであったとしても、判定日と実際渡される日付との間が通常2週間程度であるという説明を区役所の方から受けている。

ところが、本件手帳には特定年月日に交付と記載があるのに、平成25年10月現在でも交付されていないことはおよそ考えられない異常な事態であるにもかかわらず、これに対しても統一的な対応として適切なのかということである。今後、実際に再交付する日を記載すべきである。

## 5 審査会の判断

- (1) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件手帳のうち、交付履歴欄の情報である。本件手帳の交付履歴欄には、申立人に係る手帳の直近の交付履歴情報として「特定年日 交付 交付内容:再判定」と記載されている。

なお、当審査会が実施機関に確認したところ、本件手帳は、平成22年9月の申立人の母からの再交付申請に基づき実施機関が作成し、保有するものであるが、申立

人及びその親族は、手帳の記載内容が承諾できないなどとして区福祉保健センターの窓口での本件手帳の受取に応じていないことが認められる。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第34条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

本条は、横浜市が保有する個人情報の内容の正確性を確保する趣旨に基づき、実施機関が保有する個人情報に事実の誤りがあった場合に、正確でない保有個人情報が行政目的に利用されることによって誤った評価や判断が行われ、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するために、個人情報の本人開示によって事実の誤りが確認された場合には、本人が当該保有個人情報の訂正を請求できることとしているものである。また、訂正請求は当該保有個人情報について「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものであり、ここでいう「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものである。

イ 申立人に係る手帳の交付履歴欄に情報を追記することについて

(ア) 実施機関は、これまでの申立人の手帳の交付履歴について、最初と直近以外の情報をシステムのみで管理していると説明しているのに対し、申立人は、障害者が持っている手帳の情報と市が管理しているシステムの情報は一致しているべきであるとし、システムに入力されているこれまでの申立人に係る手帳の全ての交付履歴を本件手帳にも記載すべきであると主張しているので以下判断する。

(イ) 横浜市では、療育手帳制度を運用するために必要な事項は要綱に規定している。要綱第1条では、当該制度の趣旨は、知的障害児及び知的障害者（以下「知的障害児者」という。）に対し、手帳を交付し、援護措置を受けやすくする等、知的障害児者の福祉の増進に資することを目的としたものであるとされている。

要綱第3条では、手帳に記載すべき事項について定めており、記載事項は、

「交付対象者の氏名、住所、生年月日及び性別、障害の程度、判定年月日、保護者の氏名、住所及び交付対象者との関係並びにその他市長が必要と認める事項」とされている。

- (ウ) そこで当審査会が、本件手帳の記載事項を確認したところ、本件手帳には、交付対象者である申立人の氏名、住所、生年月日、性別、障害の程度のほか、要綱第3条の規定により掲げられた事項については、全て記載されていることが認められた。

申立人は、システムに入力されているこれまでの申立人に係る手帳の全ての交付履歴を本件手帳にも記載すべきであると主張するが、要綱第3条の規定どおり、手帳に記載すべき事項は満たされていることから、当該記載事項を保有すべき事務の目的、内容等からみて、当該記載事項はその事実には誤りがあるものとは認められない。

- (エ) 以上のことから、これまでの申立人に係る手帳の全ての交付履歴を本件手帳にも記載すべきであるとの申立人の主張は、訂正請求の対象となる「事実」には誤りがある場合に該当するとはいえ、訂正請求の対象とはならないと判断した。

#### ウ 交付履歴欄の再交付の日付の記載を訂正することについて

- (ア) 実施機関は、手帳の再交付の日付は、実際に手帳を渡した日ではなく、障害の程度の判定日としているため、本件手帳の再交付の日付は、申立人の直近の障害の程度の判定日を記載したと説明しているのに対し、申立人は本件手帳が未だ交付されていないため、今後、実際に再交付する日を記載すべきと主張しているため以下判断する。

- (イ) 実施機関は、知的障害の程度の判定機関である児童相談所及び更生相談所が、手帳の申請及び交付の窓口である福祉保健センター等の関係機関と連携し、要綱に基づく業務を適切に行うため、療育手帳業務マニュアルに具体的な事務取扱を定めている。

そこで当審査会が手帳の再交付の事務取扱について確認したところ、同マニュアルでは、手帳の再交付の日付は、障害の程度の再判定日とされており、これは「知的障害の有無については既に判断されて手帳取得済みであることから、手帳の再認定時期との空白期間を最小限とすることが申請者のサービス継続利用には適当と考えられる」ことが理由とされている。

実施機関は、手帳は交付日から利用できることから、手帳を提示することにより受けられる各種の援護措置に支障が生じないように、手帳の再交付の日付を障害の程度の再判定日とする運用を取り決めている。そして、実施機関がこの取決めに基づき直近の申立人の障害の程度の再判定日を本件手帳の再交付の日付として記載したことに過誤はないから、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等からみて、当該個人情報はその事実には誤りがあるものとは認められない。

(ウ) 以上のことから、本件手帳の交付履歴欄の「特定年月日」に「再交付」との記載について、今後、実際に再交付する日を記載すべきとの申立人の主張は、訂正請求の対象となる「事実」には誤りがある場合に該当するとはいえず、訂正請求の対象とはならないと判断した。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年9月9日	・実施機関から諮問書及び非訂正理由説明書を受理
平成25年9月26日 (第236回第一部会) 平成25年10月3日 (第162回第三部会) 平成25年10月11日 (第242回第二部会)	・諮問の報告
平成25年10月15日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年11月25日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成25年12月12日 (第240回第一部会)	・審議
平成26年2月13日 (第242回第一部会)	・審議
平成26年3月27日 (第244回第一部会)	・審議
平成26年4月10日 (第245回第一部会)	・審議